

平成23年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

平成23年2月24日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 森田 義男 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 教育総務課長 村野 香月 君 ・ 学校指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第1号 瑞穂町生涯学習推進計画について

日程第4 議案第2号 瑞穂町図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

- 日程第5 議案第3号 瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第4号 平成22年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第7 議案第5号 平成23年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第8 議案第6号 瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申について

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番清水委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3、議案第1号、瑞穂町生涯学習推進計画について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第1号、瑞穂町生涯学習推進計画について、提案理由のご説明を申し上げます。第4次瑞穂町長期総合計画の策定に合わせて、瑞穂町生涯学習推進計画を策定するため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

社会教育課長 それでは、詳細についてご説明を申し上げます。策定の理由は、平成23年度からの第4次長期総合計画策定にあわせ、平成14年度に策定した生涯学習推進計画の見直しをする必要があったので策定するものです。

昨年の10月から町職員による策定委員会や社会教育委員の会議から意見を伺い、このような形で全体計画ができました。一般の住民の方を対象にしてパブリックコメントを2月4日から14日まで実施しましたが、そこからの意見はありませんでした。

委員の皆様は先日、中間報告をご覧いただいたところですが、改めて全体を説明させていただきます。本計画は、第1章から第5章までとしその後に資料をつけます。表題は、瑞穂町生涯学習推進計画、副題が連携と協働がささえるまち、としました。

次年度からの第4次長期総合計画の推進を「連携と協働がささえるまち」となっている言葉をそのまま引用しました。教育長のあいさつの後、目次が入ります。

1ページをご覧ください。第1章、計画の基本的な考え方です。2ページをご覧ください。第1節、計画の目的として、『町民のだれもが、生涯のいつでも、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざすこと』を明確にしました。また、計画の推進にあたっては、各課で事業を実施するときには、「連携と協働」を基本方針として、町民の担う役割と行政が担う役割を検証しながら、全庁をあげて取り組みますとしました。

第2節、計画の位置づけですが、第4次長期総合計画を上位計画とし、「一人ひとりが輝くみずほ」を具現化するための個別計画と位置づけました。第3節、計画の期間は、長計との整合を図るため、平成23年度からの10年間としました。社会経済情勢の変化に合わせて、5年終了時点で見直しをすることとしました。

3ページをご覧ください。第4節、計画の評価は、社会教育課で調査表を作成し、毎年進捗状況等を管理していきます。個別事業の評価につきましても、社会教育課で評価表を作成し、関係部署で評価を実施する予定です。2次評価につきましても、現時点では社会教育委員に相談しながら進めていきたいと考えています。

次に第2章、生涯学習の背景と取り組みです。6ページをご覧ください。第1節、国における生涯学習の取り組み、7ページには第2節、東京都における生涯学習の取り組み、8ページの第3節では、瑞穂町における生涯学習の取り組みとしています。1としまして「生涯学習の経緯」、(1)生涯学習推進計画の策定、(2)生涯学習関連事業、9ページに(3)生涯学習関係施設について記載しました。10ページに、2生涯学習の課題として、人と人とが交流できる場の提供や町民と行政との協働を一層進める必要があること、各課で実施する講座や教室などのPRを徹底し、より参加しやすい事業展開をすること、学習したことをボランティア活動などで生かせる「仕組みづくり」の必要性を記載しました。11ページの生涯学習の推進では、これまでの計画は社会教育課のみで実施してきましたが、新しい計画は、「一人ひとりが輝くみずほ」を目指し、各分野の連携を強化し、全庁をあげて取り組んでいくことを強調しました。

また、「いつでも・どこでも・だれでも」自由に学習ができ、その成果を生かすことのできる社会づくりに向け、12ページになりますが、引き続き学習機会の提供や環境整備を推進すること、まちづくり出前講座や総合人材リストなどの既存事業の充実に加え、より町民の視点に立って事業を展開すること、また、町民と行政が協働し、生涯学習の観点から地域づくりや地域の教育力の向上を推進することを記載しました。そして、生涯学習社会の実現に向け、「あらゆる年齢による学びあい」「生涯学習の場と機会の提供」「自主的な学習活動への支援」「生涯学習体制の充実」の4つを基本方針の柱とし、新しい公共の視点や「町民の担う役割と行政が担う役割」を検証しながら推進するとしました。

13ページから第3章、生涯学習推進施策の体系です。14ページの第2節に、4つの柱の基本方針について

記載しました。16ページの第3節では、体系図を示しました。19ページから第4章で、学習支援の施策の方向です。20ページからは、4つの基本方針のそれぞれの施策の方向と推進施策について、記載をしました。27ページから、第5章、生涯学習推進です。28ページ以降に推進施策に対する各事業を掲載しました。なお、個別事業につきましては、この計画を進めながら修正を加えていきたいと考えています。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

清水委員 資料の33ページの(1)にあります、(仮称)みずほ生涯学習大学の研究の内容について教えてください。

社会教育課長 生涯学習推進計画策定委員からの意見がありまして記載しています。町には公民館がありませんが、各課でいろいろな講座を開催していますので、それらを大学として取りまとめていこうと考えています。また、近隣の大学や高校とも連携していきたいと考えています。

戸田委員 4点について教えてください。1点目、6ページの(1)の②の再チャレンジの意味を教えてください。2点目、同じく③の学習成果の評価の社会的通用性の向上とは、どのようなことでしょうか。3点目、10ページの最終行の「仕組みづくり」とはどのようなことでしょうか。4点目、11ページの下から4行目の各分野の連携を強化し、とありますが、現状と今後の方向性を教えてください。

社会教育課長 1点目及び2点目につきましては、国の中央教育審議会の答申に記載があります。再チャレンジにつきましては、「学び直し」や新たな学びへの挑戦、学習成果を生かすことが可能な環境を整備することとなります。社会的通用性の向上につきましては、民間事業者が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策や、行政と民間事業者との連携方策等について検討する、ということとなります。

3点目につきましては、学習により得た知識をどのように生かすか、という仕組みを社会教育課ではいろいろと調整はしていますが、現状でははっきりとした仕組みとはなっていません。獲得した知識を次に生かす仕組みづくりを進めていきたいと考えています。4点目につきましては、町の第4次長期総合計画にも記載があります

が、自立と連携が重要なものとなります。各課でいろいろな事業を展開していますが、内容的に重複するという意見もありますので、社会教育課を中心として調整及び連携をしていくということになります。

清水委員 いろいろな団体が集まって、お互いに実施していることを共有する機会や総合的な催しはあるのでしょうか。

社会教育課長 情報の共有化は必要なことと考えています。生涯学習団体は154団体ありまして、一堂に集まる機会があります。平成22年度は5月に開催し、登録分野ごとに分かれて意見交換しています。

清水委員 3世代交流と言いますか、世代間交流はしているのでしょうか。横のつながりというよりも縦のつながりはあるのでしょうか。

社会教育課長 こどもフェスティバルを実行委員会形式で実施しています。さまざまな世代や団体が実行委員となっています。このような機会に交流をしています。

戸田委員 20ページの下から4行目に「青少年期の心とからだの健全な育成は、生涯における学習活動に大きな効果があります。」とありますが、10代の妊娠が町でも増えてきているそうです。母子手帳の交付にあたって、「大丈夫？」と心配してしまうこともあるそうです。学校の保健の授業等において、保健センターと連携して取り組むことも必要ではないかと考えます。

社会教育課長 40ページの1の(2)の生涯学習と地域づくりの欄に記載がありますように、連絡調整をするとともに発信していきます。

森田委員 2点につきましてお伺いいたします。1点目、新しい公共とありますが、団塊の世代は新公共の担い手となります。この世代を活用しないといけないと考えます。2点目、26ページにおいて連携強化とありますが、生涯学習は町全体で取り組む必要があります。生涯学習推進組織の充実は、評価も含めてどのように進めていくのでしょうか。また、組織はどのようなものと考え、評価や学習実績の賞賛はどのように考えているのでしょうか。

社会教育課長 団塊の世代の活用は重要なことと考えています。団塊の世代が町に出て行くようにするため、各課で連携して

講座の参加PR等を実施し、町全体で進めていきます。他市におきましては、首長部局で生涯学習を進めているところもあります。計画の策定委員会は町の企画財政課長を始めとして、町部局の課長・係長職に参画してもらい検討してきました。

計画自体の評価につきましては、進捗状況の調査や個々の事業の評価もしていきます。また、個別の事業から派生する効果についても検証します。(仮称)みずほ生涯学習大学の研究を進め、大学として修了証を発行し、学習意欲を高めていきたいと考えています。

教育部長 各課の連携を具現化するため、組織の在り方を中長期的に検討していくことも必要と考えています。

森田委員 団塊の世代に対しての情報提供の充実や人材バンクの活用を進めてほしい。また、連携についてですが、策定委員会に町部局の部長が入っていません。推進していく中で町部局も含めて連携してもらいたい。

大澤委員長 ほかにも質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第1号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第1号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4、議案第2号、瑞穂町図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第2号、瑞穂町図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町図書館の開館時間の変更及び武蔵村山市との図書相互貸借を実施するため、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

詳細につきましては担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理

由の説明いたします。

図書館長 新旧対照表をご覧ください。第1条の見出しを、「目的」から「趣旨」に改めます。また、文言の整理を行います。第2条につきましては、文言の整理です。第3条は第1号を、「日・火・水・金・土曜日 午前9時から5時まで」から「日曜日、火曜日、水曜日、金曜日及び土曜日 午前9時から午後6時まで」に改めます。第4条につきましては、文言の整理です。第5条は第2項の「福生市」の次に「武蔵村山市」を加えるものです。第5条のあとの改正は文言の整理です。第6条につきましては、文言の整理です。附則としまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 武蔵村山市との相互貸借ということで、町民も武蔵村山市の図書館の本を借りられるようになるということでしょうか。

図書館長 そのとおりです。

森田委員 武蔵村山市の図書館を利用する際に手続きは必要なのでしょうか。町のカードがそのまま使用できるのでしょうか。

図書館長 西多摩地区におきましても、相互利用を実施していますが、それと同じように登録カードを武蔵村山市で作成していただき、利用することとなります。西多摩と同じ運営になります。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第2号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5、議案第3号、瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第3号、瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。武蔵村山市との図書の相互貸借を実施するため、規則を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

図書館長 新旧対照表をご覧ください。第4条は第2項の「福生市」の次に「武蔵村山市」を加えるもので、そのほか文言の整理を行っています。第5条につきましては、文言の整理です。附則としまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 開館時間の拡大は喜ばしいことです。1時間の延長となりますが、職員体制に変化はあるのでしょうか。

図書館長 今回の1時間延長ですが、地域図書室は実施しません。瑞穂町図書館のみの実施となります。職員体制につきましては、人員の増加もなく、現状の職員体制で実施しますが、1時間の時差出勤で対応していきます。

戸田委員 登録の有効期間が3月31日までということですが、1年間だけの登録なのでしょうか。

図書館長 職員側で更新処理をしています。事務の簡素化を図り、利用者の皆様に手続きをしなくても済むようにしています。登録すればずっと、登録要件に適合しなくなるまで使用できます。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第3号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第6、議案第4号、平成22年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第4号、平成22年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成22年度一般会計補正予算（第4号）のうち、教育に関する事務に係る部分について、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し、意見を求めるものです。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

教育総務課長 教育総務課所管の予算について説明します。まず、歳入ですが、主なものを説明します。

1 ページをご覧ください。No.6の五小耐震補強工事費補助金ですが、1,187万2千円を減額し、959万8千円とします。No.9の二中耐震補強工事費補助金ですが、589万9千円を減額し、1,581万1千円とします。いずれも国の査定による減額です。次にNo.10の幼稚園就園奨励費補助金ですが、80万1千円を減額し、805万3千円とします。対象者の減によるものです。次にNo.13の公立学校施設耐震化事業補助金ですが、218万9千円を減額し、294万2千円とします。都の査定による減額です。次にNo.14の公立学校校庭芝生化事業補助金ですが、504万2千円を減額し、416万6千円とします。契約差金による減額です。次にNo.16の私立幼稚園児保護者負担軽

減補助金ですが、100万円を減額し、2,006万6千円とします。対象者の減によるものです。

次に歳出ですが、主なものを説明します。3ページをご覧ください。No.1の高等学校等入学時奨学金ですが、36万円を増額し216万円とします。当初30人を見込みましたが、6人分を追加するものです。

4ページをご覧ください。No.32の特別支援教育就学奨励費ですが、120万円を減額し、226万2千円とします。対象者の減によるものです。

5ページをご覧ください。No.43の窓ガラス・校舎屋上及び便所清掃委託料ですが、86万円を減額し、447万6千円とします。契約差金による減額です。次にNo.44の児童健康診断等委託料ですが、70万円を減額し、603万3千円とします。受診予定者の減による減額です。次にNo.48の耐震化事業等業務委託料ですが、59万8千円を減額し、163万4千円とします。執行実績による減額です。

6ページをご覧ください。No.50の三小校庭芝生化工事設計委託料ですが、504万2千円を減額し、416万7千円とします。契約差金による減額です。次にNo.64の生徒健康診断委託料ですが、70万円を減額し、345万8千円とします。受診予定者の減による減額です。

7ページをご覧ください。No.73の幼稚園就園奨励費補助金ですが、120万円を減額し、3,811万2千円とします。当初351人を見込んでいましたが、現在332人で、園児数が少なかったことによる減額です。次にNo.74の私立幼稚園児保護者負担軽減補助金ですが、709万6千円を減額し、3,431万円とします。当初426人を見込んでいましたが、現在392人で、園児数が少なかったことによる減額です。以上で説明といたします。

学校指導課長 一般会計補正予算、学校指導課所管について説明します。今回の学校指導課の補正は歳入が1件、歳出が32件あります。

最初に歳入の1ページをご覧ください。No.12の「確かな学力の育成に係る実践的調査研究委託金」11万6千円の追加です。文部科学省の委託事業で瑞穂中学校が受けていますが、今年度、示達事業から委託事業に変わった

ため、歳入科目を新設するものです。

次に歳出の主なものを説明いたします。歳出の1ページをご覧ください。No.5の賃金ですが995万5千円を減額し、4,579万円とします。これは、学習サポーター、教育支援補助員、特別支援学級介助員など学校に配置している臨時職員に欠勤があったこと、また、教員免許の有無で時給に差をつけていますが、当初の見込より教員免許有資格者が少なかったことなどによる減額です。次にNo.7の日本語通訳謝礼ですが48万円を増額し、128万7千円とします。この科目は、当初見込みより多くの時間、通訳が必要な児童・生徒の転入により9月に一度増額補正しましたが、さらに1月から新たに通訳が必要な生徒が転入したため増額します。次にNo.9の教育支援スタッフ謝礼ですが51万7千円を減額し、48万3千円とします。当初の積算では625回分を見込んでいましたが、学校の希望と登録者の勤務条件が合わず、今年度は3月までに300回程度の配置見込みとなるため減額します。

2ページをご覧ください。No.21の漢字検定委託料ですが51万3千円を減額し、240万6千円とします。当初1,698人の児童・生徒の受検を見込んでいましたが、実際には1,671人と受検者数が減ったこと、及び準会場実施経費等の割引による減額です。次にNo.26の小中学校パーソナルコンピュータですが102万1千円を減額し、143万4千円とします。契約差金による減額です。

4ページをご覧ください。No.55の外国語活動指導助手派遣委託料ですが76万4千円を減額し、426万円とします。契約差金、及び指導助手を必要としない授業への変更など、執行実績による減額です。

5ページをご覧ください。No.71の英語指導助手派遣委託料ですが64万円を減額し、385万1千円とします。指導助手を必要としない授業への変更など、執行実績による減額です。以上で説明といたします。

社会教育課長 社会教育課所管の予算について、主なものを説明します。

歳入ですが、2ページをご覧ください。No.18「地域青少年健全育成支援事業補助金」22万9千円を新規にあげます。こどもフェスティバルであいさつ運動を実施し補助金が認められたものです。

次に歳出ですが、5ページをご覧ください。No.75からNo.78の社会教育総務費ですが、いずれも執行実績による減額です。

6ページのNo.82からNo.85の青少年対策費ですが、青少年国際派遣事業に関する契約差金が主なものです。No.89からNo.92のビューパーク運営費ですが、主に契約差金による減額ですが、No.89の印刷製本費につきましては、54万6千円を減額し78万1千円にするものです。ポスターやチラシの執行実績によるものです。No.91の主催事業公演委託料は、地球のステージを残すのみで、予定5事業全ての実施となります。平成22年度はNHKのど自慢や東京都交響楽団の金管五重奏など無料の事業が2本ありました。フレッシュ名曲コンサートの契約差金とあわせ514万5千円を減額し785万5千円とするものです。以上で説明いたします。

社会教育課主幹 社会体育関係の予算について、主なものを説明します。

歳入ですが、2ページをご覧ください。No.19「国民体育大会競技施設整備費補助金」につきましては、事業費確定による減額で、623万2千円減額し4,566万8千円とするものです。

次に歳出ですが、9ページをご覧ください。No.101「国民体育大会競技施設整備工事監理委託料」につきましては、契約差金で75万9千円減額し379万1千円とするものです。No.102「国民体育大会競技施設整備工事」につきましては、契約差金で7,294万8千円減額し1億5,611万円とするものです。以上で説明いたします。

図書館長 図書館及び郷土資料館の予算について、主なものを説明します。

歳入ですが、1ページをご覧ください。No.11「文化財保護費補助金」ですが、埋蔵文化財の確認調査に関するもので、交付決定による増額するもので、50万円増額し、250万円とするものです。3ページをご覧ください。No.17「文化財保護費補助金」ですが、交付決定による増額するもので、25万円増額し、125万円とするものです。

次に歳出ですが、7ページをご覧ください。No.79「嘱託員報酬」ですが、嘱託員1名の雇用期間が減ったこ

とによる減額で、12万円減額し、698万6千円とするものです。No.80「土地鑑定委託料」ですが、契約差金による減額で、65万4千円減額し、8万4千円とするものです。8ページをご覧ください。No.86「印刷製本費」ですが、執行実績による減額で、7万5千円減額し、5万5千円とするものです。No.87「光熱水費」ですが、節電効果による減額で、21万2千円減額し、222万3千円とするものです。No.88の備品購入費の「図書」ですが、住民生活に光をそそぐ交付金に該当したことに伴う増額で、700万円増額し、2千万円とするものです。以上で説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。ここで暫時休憩とします。10時10分まで休憩とします。

(休憩：10時～10時10分)

大澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第4号の質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 4点お伺いします。1点目、歳入のNo.4から9の理由はどのようなものでしょうか。2点目、町では生活保護の方が増えてきているとのことですが、就園奨励費の減額と関連があるのでしょうか。3点目、歳出で5ページのNo.44児童健康診断等委託料が減額となっていますが、受けない子どもはいるのでしょうか。中学校とあわせて教えてください。4点目、歳出のNo.88ですが、何を購入するのでしょうか。また、住民生活に光をそそぐ交付金とはどのような交付金なのでしょうか。

教育総務課長 1点目につきましては、No.4と7は防衛省の補助金で、学校の冷暖房の使用に係る電気料等の補助で、各学校の使用実績及び見込みに伴いそれぞれ減額及び増額します。No.5と8は国土交通省の補助金で、学校施設の耐震化事業を推進する事業への人的支援の補助です。耐震補強工事は10月と12月に完了しましたので実績に伴う減額です。No.6と9は文部科学省の耐震補強工事に対する補助金で、補助対象の減、事業費の減に伴う減額です。

2点目につきましては、対象者の減により、幼稚園就園奨励費は減額します。生活保護世帯の増とは、間接的には関連していると思います。

3点目につきましては、当初予算では全員受診するということで積算していますが、当日欠席する子どもはいます。

図書館長 4点目につきましては、図書を購入する予定です。総務省の交付金で、心を豊にすることを目的としています。予算的には繰越明許費とし、次年度に購入する計画です。

森田委員 4点目につきまして、確認させてください。23年度は2,000万円の図書購入費と考えてよいのでしょうか。

図書館長 23年度当初予算は1,300万円の予算となりますが、実質的には2,000万円の図書購入費となります。

戸田委員 4点について教えてください。1点目、1ページのNo.3は人数の減によるもののでしょうか。2点目、3ページのNo.7ですが、通訳の必要な人数は何人でしょうか。3点目、同じく3ページのNo.16ですが、具体的な減額の理由は何でしょうか。できれば子どもたちにもっとやってほしい。4点目ですが、7ページのNo.80ですが、時点修正とはどのようなことでしょうか。

教育総務課長 1点目につきましては、保護者の収入状況等により、当初予算で見込んだ人数より減になるものです。

学校指導課長 2点目につきましては、小学校で1名、中学校で2名です。中学校の2名のうち1名はそのうち必要がなくなる予定です。3点目につきましては、花と道具を購入しました。花は予定通りの数を購入しましたが、道具につきましては、学校にある物を使用しましたので、その分減額となりました。

図書館長 4点目につきましては、町の土地開発公社が用地を全部購入する前に土地の鑑定をしています。社会情勢上、土地の価格も変動しますので、その時、その時の価格を鑑定する必要がありますが、基準日時点の鑑定と比較してその時点の変動にあわせた修正をすることとなります。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第4号に対する討論を

行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第7、議案第5号、平成23年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第5号、平成23年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について提案理由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成23年度一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し、意見を求めるものです。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

教育部長 平成23年度の予算編成にあたりましては、6つの観点で取り組みました。1点目、町長が示しました平成23年度予算編成方針に基づき取り組みました。2点目、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の執行及び管理の点検及び評価の結果を分析し、それを踏まえて取り組みました。3点目、全学校とヒアリングを行い、学校の要望を精査しながら編成しました。4点目、昨年12月議会において議決されました、第4次瑞穂町長期総合計画に掲げる施策に基づき編成しました。5点目、国及び東京都の補助金等をより多く活用できるよう検討しました。最後に6点目、町議会、厚生文教委員会及び特別委員会における答弁を踏まえて編成しました。

平成23年度一般会計予算の規模ですが、138億6,420万円で前年比3.5%の増加となっております。(仮称)長岡コミュニティセンター建設工事、スカイホール外壁補修等工事及び第三小学校校庭芝生化工事等のハード事業が増額となる要因です。

特別会計でございますが、平成22年度までは10会計ありましたが、老人保健特別会計が平成23年度から廃止となります。特別会計を含めての予算総額は、211億8,876万8千円で、前年比0.4%の減額となっております。

教育委員会としましては、平成22年第11回定例会にて、予算編成方針についてご協議いただきました。また、平成23年第1回定例会にて、教育目標についてご協議いただきました。

歳入ですが、予算書の24ページ、28ページ、30ページ、32ページ、34ページに計上されています。

歳出ですが、予算書の176ページから223ページに計上されています。

前年比としまして、教育総務費は4.4%の増、小学校費は14.9%の増、中学校費は30.6%の減、幼稚園費は0.9%の増、社会教育費は44.2%の増、保健体育費は28.4%の減となっております。

付属の資料としまして、平成23年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧を添付しております。新規事業、レベルアップ事業及び重点事業を各課・館ごとに一覧としています。以上で説明いたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 4点についてお伺いします。1点目、学校に関する経費で学校に対してシーリングをかけたのでしょうか。また、要望はあったが予算化できなかったものはあるのでしょうか。2点目、奨学金は実績により増やしたのでしょうか。また、要件の緩和はあるのでしょうか。生活保護世帯が増えてきており、高校入学時に必要な支援です。3点目、学力の向上において新学習指導要領に対応して、外国語活動に何か反映しているものはあるのでしょうか。4点目、家庭教育研修会とはどのようなものなのでしょうか。

教育総務課長 1点目につきましては、学校に優先順位をつけてもらっています。中学校のプールに温水シャワーを設置する工事の要望はありましたが、予算化はできませんでした。2点目につきましては、180万円から240万円に増額し、対象者を40人と見込んでいます。要件につきましては変更ありません。

教育部長 奨学金支給の審査会において奨学金の内容の検討をしています。

学校指導課長 3点目につきましては、英語指導助手の契約内容を変更します。時間単位としていたものを年間契約とします。4点目につきましては、町の教育基本計画にも家庭教育の充実がうたわれています。性教育や携帯電話の扱い等について保護者と連携する必要があります。今後は学校が積極的に取り組んでいくこととしていきたいと考えています。

森田委員 2点目につきまして、確認させてください。奨学金の応募者はどの程度いるのでしょうか。また、基準は近隣市と比べてどうでしょうか。また、別のことですが、学校における衛生管理や学校プールにおける事故などがあります。学校における危機管理はどうなのですか。

教育総務課長 奨学金の申請件数は、平成22年度で49名の申請があり、審査会で34名の奨学生を決定しています。基準につきましては、近隣市と同程度です。また、衛生面ということですが、平成23年度予算では、児童・生徒の歯科検診において、探針を学校で消毒していたのを業者委託にする等改善を図っています。

学校指導課長 学校の水泳指導におきましては、教育支援スタッフも一緒に指導にあたっています。

戸田委員 2点お伺します。1点目、予算書の33ページの瑞中水飲栓直結給水モデル事業負担金とはどのようなものでしょうか。2点目、郷土資料館の郷土の伝統工芸に関連する体験教室の実施は具体的にはどのようなものでしょうか。

教育総務課長 1点目につきましては、東京都水道局が推進していきまして、水飲栓を直結化するものです。現在、学校の水道は、本管から一旦受水槽に入り、ポンプで屋上の高架水槽に水を送り、そこから各階に給水しています。工事後

は、受水槽を通さずに直接、水道の蛇口につなげ、冷たくおいしい水を飲めるようにするものです。

図書館長 2点目につきましては、平成22年度ははたおり探検隊として実施しました。平成23年度は機織りと染色を行い、自主グループ化を目指していきます。

森田委員 追加で1点お願いいたします。小・中学校への読書活動の支援は、平成23年度ではどのように展開するのでしょうか。

図書館長 子ども読書活動推進計画に基づき、学校と連携し、図書の配付、団体貸出を進め、他の事業につきましても研究していきます。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第5号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第8、議案第6号、瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申についてですが、人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条ただし書きにより、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、これより非公開といたします。

(以下、非公開)

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成23年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前11時02分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員